平成２３年（フ）第６９３号
千葉県柏市北柏台10番地13
債務者　藤名　龍一
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７０２号
千葉県松戸市常盤平３丁目30番地の２　市街地住宅305号
債務者　金澤　廣子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７１１号
千葉県流山市加１丁目1237番地の１
債務者　森　　雅幸
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７２１号
千葉県松戸市新松戸２丁目151番地　シティハイム新松戸203号
債務者　瀬川　達男
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７２６号
千葉県柏市大津ケ丘４丁目５番地１棟505号
債務者　高橋　利子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７２７号
千葉県松戸市新松戸３丁目50番地　ＡＳＡＨＩエグゼ壱番館201号
債務者　北原　春美
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７３１号
千葉県野田市山崎2620番地の８
債務者　大山　将宏
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７３３号
千葉県柏市南増尾８丁目１番41号
債務者　鈴木　康子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７３７号
千葉県松戸市常盤平６丁目29番地の15　メゾンＳＫ202号
債務者　岡　　弘之
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７５４号
千葉県野田市山崎2712番地の101　ベル・トシエ101
債務者　松村　　駿
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７５９号
千葉県柏市北柏２丁目６番地４　旭ルーミー１番館２号
債務者　竹山　光夫
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７６０号
千葉県柏市北柏２丁目６番地４　旭ルーミー１番館２号
債務者　竹山　明美
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７６３号
千葉県我孫子市本町１丁目２番３―501号
債務者　齋藤　　誠
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７６４号
千葉県我孫子市本町１丁目２番３―501号
債務者　齋藤　厚子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７７１号
千葉県野田市中根217番地の１　鹿島ハイツ202
債務者　有賀　義輝
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７７２号
千葉県流山市加１丁目1226番地の74　ファミーユかつしか野203
債務者　徳　吉一郎
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１３２号
山口県宇部市大字中山942番地２　メサイア105号、従前の住所山口県山陽小野田市大字鴨庄57番地４
債務者　山田　伸次
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
山口地方裁判所宇部支部